

浜松市設計等経常共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る測量、調査、設計等の業者(以下「業者」という。)が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体(以下「設計等経常共同企業体」という。)の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 設計等経常共同企業体の運営形態は、構成員(設計等経常共同企業体を構成する業者をいう。以下同じ。)が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業種)

第3条 設計等経常共同企業体の対象業種は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(入札参加の取扱い)

第4条 設計等経常共同企業体に登録した業種については、その入札参加資格有効期間中、構成員は単体の業者として指名競争入札には参加できないものとする。

(構成員の数)

第5条 設計等経常共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第6条 設計等経常共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。

(2) 認定を受けようとする設計等経常共同企業体に係る業種(以下「当該業種」という。)について、浜松市における競争入札参加資格の認定を受けている者の組み合わせであること。

(構成員の要件)

第7条 設計等経常共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 当該業種について、法律上必要な登録を受けてからの営業年数が3年以上あること。

(2) 当該業種について、元請としての施工実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないこと。

(結成方法)

第8条 設計等経常共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 一の業者が認定を受けることができる設計等経常共同企業体の数は、1とするものとする。

(出資比率)

第9条 設計等経常共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

2 前項の規定にかかわらず、設計等経常共同企業体の構成員に浜松市内に本店を有しない者が含まれる場合における当該設計等経常共同企業体の代表者の出資比率の最小限度基準は、50パーセント以上とする。

(代表者の要件)

第10条 設計等経常共同企業体の代表者は、浜松市内に本店を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(入札資格の申請)

第11条 競争入札参加資格審査の申請をしようとする設計等経常共同企業体は、指定の期日まで

に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 設計等経常共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 設計等経常共同企業体協定書の写し
- (3) 使用印鑑届
- (4) その他市長が定める書類

2 前項各号に規定する書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(資格審査)

第12条 設計等経常共同企業体の競争入札参加資格審査は、第5条から第9条までに規定される事項について行うものとする。

(協定書第8条に基づく協定書)

第13条 入札の結果、浜松市と契約を締結する設計等経常共同企業体(以下「契約企業体」という)は、契約業務に係る出資比率を決定し、構成員間で設計等経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書(以下「第8条に基づく協定書」という。)を取り交わすものとする。

2 契約企業体は、請負契約締結後、速やかに第8条に基づく協定書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

(解散等)

第14条 設計等経常共同企業体は、認定を受けてから2年以内に解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、他の構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

設計等経常共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
構成員 商号又は名称
代 表 者

(資格審査を希望する業種)

今般、浜松市が発注する建設工事関連業務委託 () の入札に参加
したいので、 を代表者とする 設計等経常共同企業体を結成し、別冊

設計等経常共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたしま
す。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと
を誓約いたします。

設計等経常共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浜松市発注に係る建設工事関連業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)の受託

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、設計等経常共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、その存続期間は 年 月 日までとする。ただし、当該期間を経過しても、当企業体に係る委託契約の履行後 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積書の提出、業務委託契約(その後の変更契約も含む)の締結、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に協定書において定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、委託契約の履行、下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員のうちから、代表者を変更することができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外1社は、上記のとおり 設計等経常共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者

住所
商号又は名称
代表者

設計等経常共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

浜松市発注に係る下記業務については、設計等経常共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|--------|---|
| 1 | 業務の名称 | | |
| 2 | 出資の割合 | 商号又は名称 | % |
| | | 商号又は名称 | % |

外 1 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

設計等経常共同企業体

住所
商号又は名称
代表者

住所
商号又は名称
代表者